

行政改革と住民参加型のまちづくり

地方分権と自治体責任

地方分権の進展に伴い、自治体の責任はますます重くなっています。三芳町では、行政改革と住民参加を行政経営の核に位置づけ、「行政改革推進プラン」に基づいた効率的で透明性のある行政運営、健全で計画的な財政運営に努めるとともに、住民の知恵や力が行政活動に反映されるよう、「協働のまちづくり」を推進しています。

行政改革は、住民代表による「行政改革懇談会」と町長を本部長とした行政の「行政改革推進本部」によって推進されています。また、協働のまちづくりは、第4次総合振興計画の重点施策として、昨年度、住民研究員の手により町にふさわしい住民参加システムを構築するための研究報告書がまとめられました。

問い合わせ 総合政策室（内線422-424）

行政活動の合理化と自主財源の確保

三芳町行政改革推進プラン（平成17～21年）は、8つの基本方針のもとに57の行政改革推進項目を定めています。事務の効率化・合理化、職人確保などの改革から、主なものを紹介します。

(1) 行政評価システム

行政各分野で実施している主要な事業について、客観的な数値指標を用いて公益性や経済性などを点検、評価し、継続・統合・廃止



▶協働のまちづくり研究会報告（3月23日）

などの今後の方向性を導き出す制度です。昨年度試験的に実施し、本年度導入します。

(2) 外部委託ガイドライン

町では、行政のスリム化の一環として、外部委託ガイドラインを作成、各事務事業について、町が直接執行すべきか、委託や民営化に適していないかなど、サービスの質や町の監督責任に注意しつつ、一定の基準を設けて民間活力の導入を推進しています。具体的には昨年度、福祉関連の3つの公共施設の管理について、民間が管理代行する指定管理者制度に移行

しています。

(3) 補助金交付基準

町が支出する補助金について、「補助金交付基準」を定めて分類整理を行い、チェックシートにより公益性・補助効果・補助率・交付期間などの点で点検を行い、予算編成の資料としています。

(4) 広告収入の推進

自主財源の確保と地域経済の活性化を目的として、町発行物などへの有料広告の掲載を推進しています。昨年度は町ホームページのバナー広告がスタートし、本年度は広報みよしや文化会館の事業チラシへの広告掲載を予定しています。今後さらに、窓口封筒なども対象として広告収入を検討していきます。

(5) 広報みよし・教育だよりの一本化

印刷・配布にかかる経費の抑制と事務の効率化を目的として、4月1日号より広報みよしと教育だよりを一本化しました。



(6) 行政組織改革

昨年度は、少子高齢化や安全安心、みどり政策等の現代的課題への対応と収税一元化等の窓口改革を中心に、くらし関連部門を大幅に再編しました。本年度は、政策調整機能の強化を目的として総合政策室を設置しました。

(7) 職員関連制度の見直し

職員数については、昨年度、第3次定員適正化計画を作成し、5年間で16人（4.8%）の純減目標を定め、年次ごとの計画的なスリム化を進めています。また、職員給与水準の適正化を図るため、職員給与構造改革の実施や特殊勤務手当の見直しを行いました。今後は、人事評価システムの構築や能力給付制度の導入を検討していきます。

住民サービス改革

行政改革では、経費抑制対策だけでなく、同時に住民サービス向上の検討も進められています。最少経費で利便性の向上に取り組む事業をご紹介します。

(1) 庁舎出張所の土曜開庁の実施

昨年度試験的に実施した、毎月第1土曜日の窓口業務の開庁を、本年度から恒久的に実施することとしました。対象業務や時間帯などの詳細は、広報みよし3月1日号や町ホームページをご覧ください。

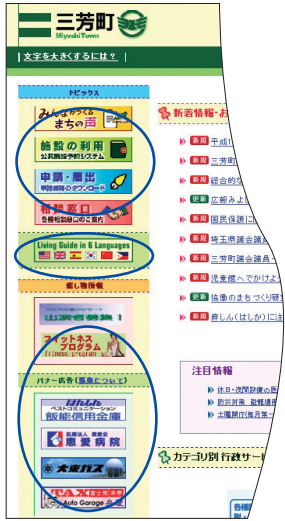
(2) 町税等のコンビニ収納の実施

水道料金・下水道使用料は平成15年度からコンビニエンスストア

(3) 町ホームページのサービス機能拡充

で24時間納付できるようになっていますが、昨年度は軽自動車税も可能とし、今後も計画的に他の税目に拡大していく予定です。

文化会館・体育施設・公民館の町公共施設が、ご自宅のパソコンや携帯電話からインターネット予約できるようになりました。また、役場各課の101種類の申請・届出様式が町ホームページからダウンロード（取り寄せ）できるようになっています。さらに、在住外国人の方のため、5か国語に対応した行政情報を見ることが出来ます。や町ホームページへのアクセスは文化会館・体育館・各公民館に設置した端末機器（KIOSK）もご利用いただけます。



町のホームページ

参加と協働のまちづくり

これからのまちづくりは、住民の皆さんが主役となって、三芳の特色を活かした元気のあるまちをめざしていきたいものです。協働のまちづくりを進めるための取り組みをご紹介します。

(1) パブリック・コメント制度の導入（下図参照）

まちづくり情報を住民と行政が共有し、広聴活動を活性化するためのしくみのひとつとして、このたび「三芳町パブリック・コメント手続条例」が制定されました。町の主要な計画や条例等の案を事前に公表して意見を公募する制度ですので、ご利用ください。

(2) 行政情報の公表

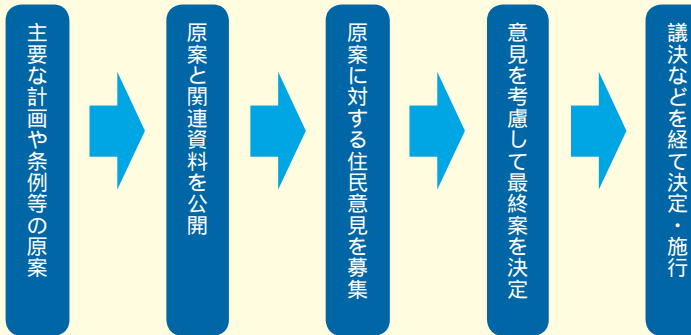
広報みよしや町ホームページでは、職員給与や人事管理等の状況予決算や町有財産などの財政状況をできるだけ分かりやすく公表し、透明性の確保に努めています。

(3) 協働のしくみづくり

住民公募によるまちづくり研究員9名が町長の研究委嘱を受け、約1年間にわたって12回の研究会と2回の公開学習会を重ね、「協

6月1日 パブリック・コメント手続条例 施行！

～制度を活用して、町の施策にあなただよりの声を～



対象となる計画や条例等の案は、そのつどホームページなどで公表し、意見募集を行います。

働のまちづくり研究会報告」が完成し、3月23日に町長に手渡されました。（右ページ写真）これを受け、町は次の協働のステップに向かいます。詳細は、広報みよし3月

1日号や町ホームページをご覧ください。

町のホームページ
http://www.town.saitama-miyoshi.jp